

指定管理者事業報告評価基準表

評価	評価基準
良好	<p>協定書並びに仕様書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われた。</p> <p>①施設運営が健全であること。 • 収支が±0%であること。 • 或いは、余剰額（利益）が指定管理料の概ね20%未満であること。</p> <p>②公共性、公益性を保ち、効率的に管理運営がされていること。</p> <p>③サービスの向上及び自主事業に積極的に取り組み、施設利用者の増加に努めていること。</p> <p>④安全性の確保に努めていること（防災、防犯、事故、緊急時の対応）。</p> <p>⑤施設利用者の声に対して的確に対応していること。</p>
概ね良好	<p>概ね協定書並びに仕様書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われた。</p> <p>①施設運営が健全であること。 • 収支が±0%であること。 • 或いは、余剰額（利益）が指定管理料の概ね20%未満であること。</p> <p>②～⑤の項目について取り組んでおり、ある程度の成果が上がっていること。</p>
指導必要	<p>協定書並びに仕様書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫、努力及び改善が必要。</p> <p>①施設運営に若干問題がある。 • 収支がマイナスになっている。</p> <p>②～⑤の項目について取り組みが消極的である。或いは、取り組んではいるが、成果が上がっていない。</p>
否	協定書並びに仕様書に基づいた管理運営が適切に行われたとは認められない。